



就学援助のお知らせ（令和7年9月～令和8年3月分）



直方市では経済的な理由によりお子様を小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対し、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用の一部を援助する事業を行っております。

審査の際は住民票を閲覧し内容を確認します。

※申請内容と住民票の内容が異なる場合、申請書の再提出や、事情を確認し住民票との相違に関する申告書のご提出を求めます。（書類の確認が終わるまで審査は保留となります。）

1. 就学援助の申請対象

直方市立または公立の小中学校（中高一貫教育学校の中等部を含み私立学校や特別支援学校は対象外、一部例外あり）に就学する児童生徒の保護者
※所得による審査を実施しますので、ご申請いただいた方全員が援助の対象となるとは限りません。

2. 申請期間

令和7年6月1日（日）～6月30日（月） 8：30～17：00

※土日祝はオンライン申請のみです。

※上記期間中は木曜日のみ19時まで窓口を延長します。

【現在認定を受けている方も、継続される場合は申請が必要です】

申請用
QRコード



3. 申請方法

①オンラインによる申請 右のQRコードからアクセスしてください。

※受付状況などをお知らせするメールが届きます。

「noreply@mail.graffer.jp」からのメールを受信できるように設定をお願いします。

【オンライン申請が可能な世帯は、原則オンラインで申請してください】

但し、下記の場合、窓口での申請が必要です。

ア 直方市外にお住まいの世帯または直方市へ令和7年1月2日以降に転入した世帯

イ 失業や病気など特別な事情により生活の状況が急激に悪化した世帯

ウ 住民票と実態が異なる世帯

※オンライン申請が困難な方も窓口にて申請を受け付けます。

②窓口での申請 場所：直方市役所2階 直方市教育委員会 教育総務課（27番窓口）

※郵送による申請も受け付けます。

※申請書は直方市HPの就学援助のページにあります「直方市就学援助」で検索できます。

4. 申請に必要なもの ※ア、イ、ウに該当する場合はオンライン申請ができません。

ア 直方市外にお住まいの世帯または直方市へ令和7年1月2日以降に転入した世帯

…直方市外にお住まいの世帯：住民票

所得証明書（令和7年1月1日にお住まいであった市町村の「16歳以上（令和7年4月1日現在）の世帯員全員分」）

イ 失業や病気など特別な事情により生活の状況が急激に悪化した世帯

…離職票や休業届等の現在の状況や所得の減少を証明する書類

ウ 住民票と実態が異なる世帯

・住民票では世帯を同じとしているが、実際は別居している場合

・住民票では世帯を別としているが、実際は同居等により生計を一としている場合

…就学援助申請おける住民票との相違に関する申告書

エ 年長または小学校6年生のお子様がいる世帯

…金融機関の通帳、キャッシュカードなど

【裏面もご覧ください】

直方市教育委員会
教育総務課
直方市殿町7番1号
TEL:0949-25-2321

●支給内容

費 目	対 象 学 年	年 間 支 給 総 額	支 給 内 訳	
			令和 7 年 2 学期	令和 7 年 3 学期
学 用 品 費	小 学 校 1 年	7,700 円	4,400 円	3,300 円
	小学校 2～6年	9,030 円	5,160 円	3,870 円
	中 学 校 1 年	12,040 円	6,880 円	5,160 円
	中学校 2～3年	13,510 円	7,720 円	5,790 円
入学準備金	小 学 校 1 年	57,060 円	支給対象は令和 8 年 4 月時点で認定の対象者のみです。	
	中 学 校 1 年	63,000 円		
学校給食費	小 学 校	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則第4条に定める額	公会計化に伴い、直方市に支払います。	
	中 学 校	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則第5条に定める額		
修学旅行費	小 学 校	27,690 円	実施時点で就学援助を受け、修学旅行に参加した児童生徒に支給します。	
	中 学 校	65,910 円		
社会見学	小学校4、5 年	2,650 円	実施時点で就学援助を受け、社会見学に参加した児童生徒に支給します。	
	中 学 校	2,930 円		
自然教室	小 学 校 5 年	4,000 円	実施時点で就学援助を受け、自然教室に参加した児童に支給します。	
ふれあい学級 宿泊訓練費	中 学 校 1 年	6,210 円	実施時点で就学援助を受け、ふれあい学級に参加した生徒に支給します。	
医 療 費	学校の健康診断にて、学校保健安全法施行令第8条で定める疾病（下の①～⑨）が発見された場合、期限内の治療に限り、保険診療の実費分を市が負担します。（保護者に直接支給はされません。） （参考）学校保健安全法施行令第 8 条で定める疾病 ①トラコーマ ②結膜炎 ③はくせん（たむし、しらくも、水虫） ④かいせん ⑤とびひ ⑥中耳炎 ⑦慢性副鼻腔炎 ⑧アデノイド ⑨う歯（虫歯、健康保険が適用になる治療に限る）			
通 学 費	通学距離が 小学校 4km 以上 中学校 6km 以上	実費相当分 （定期券購入等）	居住地区の学校に通学する者で、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の通学費の実費を支給します。 ※指定校を変更している場合や区域外就学は対象外となります。	

●認定の目安 ※あくまでも目安です。年齢や世帯人数で上下します。

世 帯 人 数	2 人	3 人	4 人	5 人	30 代の親と小学生の子供のモデルケース ※かつこ内はひとり親世帯の基準額
所得基準額	(250 万円)	277 万円 (316 万円)	325 万円 (368 万円)	371 万円 (423 万円)	

●申請時の注意

- ・就学援助費の振込先は、学校長指定口座です（学校給食費、入学準備金は除く）。
- ・世帯構成や世帯員の年齢により基準額は異なります。また基準額は年度ごとに変動するため、同一の所得額であっても年度により審査結果が変わる場合があります。
- ・申請後、世帯状況が変わる（保護者変更、婚姻、祖父母との同居等）場合、教育委員会へご連絡ください。
- ・同意に基づき、教育委員会が受給資格の審査のために必要な情報（住民基本台帳、生活保護、所得 等）を閲覧・確認した結果、申請内容に疑義がある場合は事情を確認する場合があります。
- ・申請するには、所得の申告が必要です。（0 円申告(収入の無い方の申告)を含む）
確定申告をされていない場合は申請を取り消すことがあります。
- ・小学 6 年生又は年長のお子様で今回認定になった場合、入学準備金は令和 8 年 3 月に保護者様の口座へ支給します。
- ・就学援助が認定になった後も、費目以外の校納金や費目の上限を超える額は納めていただく必要があります。また、修学旅行、自然教室、社会見学、ふれあい学級宿泊訓練は、事前に保護者様が旅行費を納めていただき、出席の確認が取れた後に学校を通して返金します。返金の時期や方法については各学校にお問い合わせください。
- ・就学援助に関する情報は個人情報の為、他人に知られることのないように事務処理を行います。また就学援助を受給されていることがほかの児童生徒に知られることのないように配慮します。